

附 則 (平成二年六月七月政令第三〇)
 (施行期日) **九号** 抄

1
 この政令は、内閣法の一部を改正する法律
 (平成十一年法律第八十八号) の施行の日 (平
 成十三年一月六日) から施行する。

附 則 (平成一四年一〇月一一日政令第
 三〇九号)

この政令は、平成十五年四月一日から施行す
 る。

附 則 (平成一五年一二月一九日政令第
 五三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公益法人に係る改革を推進
 するための厚生労働省関係法律の整備に関する
 法律(以下「法」という。)の施行の日(平成
 十六年三月三十一日)から施行する。

附 則 (平成一六年三月一九日政令第四
 六号)

この政令は、平成十六年三月二十九日から施
 行する。

附 則 (平成一五年六月一四日政令第一
 八三号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年一二月一四日政令第
 四一二号) 抄

(施行期日)

1
 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の
 日から施行する。

附 則 (令和元年一二月一三日政令第一
 八三号) 抄

(施行期日)

この政令は、情報通信技術の活用による

行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに
 行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政
 手続等における情報通信の技術の利用に関する
 法律等の一部を改正する法律(次条において
 「改正法」という。)の施行の日(令和元年十二
 月十六日)から施行する。

附 則 (令和三年一二月一四日政令第三
 四七号)

この政令は、令和四年四月一日から施行す
 る。